

# 逮捕に伴う捜索・押収の法理と携帯電話内データの捜索

——合衆国最高裁 *Riley* 判決の検討——

柳 川 重 規

- 一 はじめに
- 二 合衆国最高裁 *Riley* 判決
  - 1 *Riley* 判決の関連判例
  - 2 *Riley* 判決の事実の概要と判旨
- 三 *Riley* 判決の意義
- 四 結びに代えて

## 一 はじめに

科学技術の発展は、常に新たな法律問題を生ぜしめてきた。刑事手続の領域に限っても、例えば、通信会話の傍受、自動速度取締り装置の利用、Nシステムの利用、監視カメラの利用、X線による荷物の内容物の検査、声紋鑑定、

逮捕に伴う捜索・押収の法理と携帯電話内データの捜索（柳川）

DNA型鑑定等々、科学的機器を用いた捜査<sup>(1)</sup>の適否、及び、それにより得られた証拠の証拠能力等の問題が、これまでに提起されてきた。本稿で取り上げるのは、近年、我々の生活の中で急速に普及した携帯電話やスマートフォン<sup>(2)</sup>に保存されているデジタル・データの捜索に関する問題、とりわけ、逮捕に伴ってそうした捜索を行う際の要件に関わる問題である。

合衆国最高裁判所は二〇一三年開廷期、*Riley v. California*<sup>(3)</sup>において、警察官が被疑者を逮捕した際に被疑者から携帯電話を取り上げ、その中に保存されているデータを捜索令状を入手せずに調べたことが、令状に基づく捜索・押収を原則とする合衆国憲法第四修正に違反するかという争点について審理した。「逮捕に伴う捜索・押収」の法理が適用されれば、無令状であっても捜索は合憲ということになり、しかも、合衆国最高裁判所の判例には、有体物の捜索に関する事例ではあるが、被疑者を逮捕した際に被疑者の身体を捜索する場合は、逮捕被疑事実と関連する証拠が存在するとの蓋然性を考慮する必要はない、としたものがある<sup>(4)</sup>ので、この判例が適用されると、令状要件だけでなく、捜索の実体要件も不要だということになる。しかし、他方で、携帯電話は電話と呼ばれてはいるものの、その機能は単なる電話通信を超え、電話帳、住所録、メモ、カメラ、ビデオ、文書・写真・動画の保存、インターネット通信等の様々なものを含み、多様な種類の情報を大量に保存し、しかも、複数の情報を結びつけることにより、携帯電話の所有者の私的生活の重要な部分を描き出すこともできるようになっている。このように、携帯電話の実態はミニコンピュータと言うべきものであり、携帯電話内のデータのプライバシーは、質・量両面において、有体物のそれとは比較にならないものである<sup>(5)</sup>と言える。

*Riley*で合衆国最高裁判所は、結論として、携帯電話内のデータを捜索する場合は、たとえ逮捕の際にこれを行う

場合であっても搜索令状が要件となると判示し、「逮捕に伴う搜索・押収」の法理の適用を否定した。その理由中で展開された議論は、憲法三五条、刑事訴訟法二二〇条で、合衆国と同様、逮捕に伴う無令状の搜索・押収を認めている我が国において、同様の問題を検討する上で極めて示唆に富むものであると言える。そこで、本稿においては、*Riley* の判断の前提となっている関連判例を外観した上で、*Riley* の事実の概要と判旨を紹介し、この判断の持つ意義について若干の検討を加えることとする。

## 一一 合衆国最高裁 *Riley* 判決

### 1 *Riley* 判決の関連判例

被疑者の逮捕に伴う無令状での搜索・押収を許容する「逮捕に伴う搜索・押収」の法理について合衆国最高裁判所が最初に言及したのは、一九一四年の *Weeks v. United States* <sup>(6)</sup> の傍論においてであると言われている。その後、逮捕に伴う搜索・押収の法理により許容される無令状搜索の範囲を巡って、合衆国最高裁判所の判断は、振り子が端から端まで振れるように揺れたと言われる<sup>(7)</sup>。結局、一九六九年の *Chimel v. California* <sup>(8)</sup> で、逮捕に伴う搜索として無令状で搜索が許される範囲は、「被逮捕者の直接的支配下 (within the immediate control of the person arrested)」であることが確認された。その際に、「逮捕に伴う搜索・押収」の法理を支える根拠として認められたのが、被逮捕者による凶器の獲得や証拠隠滅の防止ということであった。そして、現在まで、この *Chimel* が判例として維持されている。

つぎに、*Riley* と最も関連が深い判例は、一九七三年の *United States v. Robinson* <sup>(9)</sup> である。*Robinson* では、被疑者

は運転免許失効中の自動車の運転という交通違反で逮捕され、逮捕官憲が被疑者の身体を搜索し、コートのポケットからタバコの箱を取出し、中身を調べてヘロインを発見した。*Robinson* は、逮捕に伴う無令状搜索を正当化する逮捕官憲の安全確保、証拠隠滅の防止という目的からすると、被逮捕者の身体を搜索する場合は、凶器や逮捕被疑事実と関連性を有する証拠が身体に存在する蓋然性を考慮せずに、つまり搜索の実体要件 (probable cause) がなくても搜索ができ、さらに、搜索により発見された所持品の中身の搜索 (内容確認) も自動的に行えるとした。*Robinson* は有体物の搜索に関する事例であるが、この判示が携帯電話内のデータの搜索にも妥当するということになれば、逮捕に伴って、搜索令状もさらには搜索の実体要件もなくても携帯電話内のデータを捜査機関は調べられることになる。

合衆国最高裁判所が *Riley* で、この逮捕に伴う携帯電話内データの無令状搜索の可否について判断するまで、連邦下級裁判所、州裁判所の判断は、積極、消極それぞれの立場に分かれていた。無令状搜索を支持する判断には、*Robinson* を形式的に適用した<sup>(10)</sup>もの、携帯電話の特性をコンピュータであると認識し、従来問題とされてきた証拠が隠されている容器とは、性質が異なるとの前提から議論しつつも、データの操作による削除等の危険と、当該事案での搜索が電話番号の搜索に限定されていたとの理由によるもの<sup>(11)</sup>、憲法上の保護を考える上で、容器の中身の価値は問題とされてこなかったこと、写真や信書、日記は情報量が少ないものの高度な個人情報だとされているが、それでも *Robinson* 法理により無令状搜索が可能とされているのであって、情報量が多くプライバシー侵害の度合いが強いことが無令状搜索を認めない理由とはならないとするもの等がある<sup>(12)</sup>。他方、無令状搜索を違憲とする判断には、携帯電話が保存する情報量の点で、従来問題とされてきた証拠が隠されていると疑われる容器と異なること、逮捕官憲の安全確保、証拠隠滅の防止という逮捕に伴う無令状搜索を合憲とする根拠が、携帯電話の搜索には妥当しないことと、

携帯電話内の情報には高度のプライバシーの期待が認められることを根拠に挙げるもの、携帯電話内には高度の個人情報<sup>(13)</sup>が保存されているので、*Robinson*ではなく<sup>(14)</sup>*Chadwick*が先例となり、逮捕に伴って押収された後は、捜索には令状が必要となるとするもの<sup>(15)</sup>、保存されている情報の質・量の両面で携帯電話はタバコの箱とは比較にならないので、*Robinson*は先例とならず、また、携帯電話は一旦、逮捕に伴って押収されてしまえば、証拠が破壊される虞れも、凶器として用いられる危険もなくなるので、逮捕に伴う無令状捜索が合憲とされる二つの正当化根拠がともに妥当しないことを理由とするもの<sup>(16)</sup>等があつた<sup>(17)</sup>。

## 2 Riley 判決の事実の概要と判旨

### (1) 事実の概要

*Riley* 判決では、*Riley v. California* (スマートフォンの捜索の事案)と、*United States v. Wurie* (二つ折り式携帯電話の事案)が併合して審理された。それぞれの事案における事実の概要は以下の通りである。

(i) *Riley v. California* 申請人 *Riley* は、自動車登録が失効している車両を運転した交通違反で警察官に停車させられ、車両はインパウンドされて警察署に移動された後、インベントリー・サーチ<sup>(18)</sup>が行われた。このインベントリー・サーチにより車両内から弾丸の装填されたハンドガンが発見され、*Riley* は銃の不法所持の罪で逮捕された。逮捕に伴う捜索として更に捜索が行われ、これにより警察官は *Riley* をストリート・ギャングと結びつける物品を発見し、また、*Riley* のズボンのポケットからスマートフォンを取り出し、押収した。この警察官は、さらに、スマートフォン<sup>(19)</sup>の電子メールの履歴等を調べ、ストリート・ギャングの構成員を意味する文字がメールで使われていることなどを

発見した。逮捕から約二時間後、ストリート・ギャング対策班の警察官が、さらに、スマートフォン内のデータを調べ、それにより、この逮捕の数週間前に発生したストリート・ギャングによる銃撃事件とRileyを結びつける動画や写真を発見した。

カリフォルニア州は、Rileyを車両内からの銃の発射、半自動小銃を用いた暴行 (assault)、謀殺未遂の罪で起訴し、さらに、Rileyの犯罪行為はストリート・ギャングという犯罪組織の利益のために行われたものであり、これは州法上の刑の加重事由に当たると主張した。公判でRileyは、スマートフォン内のデータは、緊急性の例外によっては正当化されない憲法違反の無令状捜索により得られたものであるとして証拠からの排除を申し立てたが、公判裁判所はこの申立を却下した。Rileyはすべての訴因につき有罪と認定され、刑も加重されて一五年以上終身までの収監刑を言い渡された。カリフォルニア州控訴裁判所は、被逮捕者の身体から押収した携帯電話内のデータに対する捜索は、合衆国憲法第四修正上も逮捕に伴う捜索として無令状で行うことが許される、と判示したカリフォルニア州最高裁判所の判例に依拠して、公判裁判所の判断を確認した。合衆国最高裁判所により事件移送令状発給申請 (certiorari) が認容された。

(ii) *United States v. Wurie* 被申請人Wurieは薬物販売の現場を警邏中の警察官に目撃され、逮捕されて警察署に連行された。Wurieは警察署で身体の手捜索を受け、二つ折り式の携帯電話を押収された。この携帯電話に「自宅」と表示される送信先から繰り返し返し架電されていることに気づいた警察官は、インターネットの電話帳を使って送信先の住所を割り出し、その住所がWurieの自宅アパートであることを確認した上で、捜索令状を入手してアパートを捜索した。この捜索により、二一五gのクラック・コケインとマリワナ、麻薬器具、銃器、弾薬、現金が発見され、

押収された。

Wurieはクラック・コケインの頒布、頒布目的所持、重罪犯人による銃器と弾薬の所持の罪で起訴された。Wurieは、アパートの捜索により獲得された証拠は、携帯電話に対する違憲の捜索の果実であるとして証拠からの排除を申し立てたが、合衆国 District Courtは、この排除申立を却下し、三つの訴因全てについて Wurieを有罪と認定して、二一年一〇ヶ月の収監刑を宣告した。第一巡回区 Court of Appeals は、携帯電話が多量の個人情報保存する一方で、法執行上の利益に対してはほとんど脅威を及ぼさないという点で、有体物たる所持品とは異なる独特の性質を有することを認め、そしてこれを理由に、逮捕に伴う捜索として無令状で携帯電話を捜索することは許されないと判示した。そして、証拠排除申立を却下した District Court の判断を破棄し、さらに、クラック・コケインの頒布目的所持と重罪犯人による銃器と弾薬の所持の訴因についての有罪判決を破棄した。合衆国最高裁判所により事件移送令状発給申請が認容された。

## (2) 判 旨

(i) 法廷意見は Roberts 主席裁判官が執筆した。<sup>(20)</sup> スマートフォンと二つ折り式の携帯電話が、機能・性能において異なる点があることは認めつつも、これらに対する捜索を法律上同一の問題として扱っている。<sup>(21)</sup>

### (A) 判断枠組み

法廷意見は、まず、先例に従い、合衆国憲法第四修正における憲法適合性判断の究極の試金石は第四修正に言う「合理性」であるとし、無令状捜索が第四修正上許容されるか否かの判断も、この「合理性」の問題であるとする。さら

に、無令状搜索は原則として「不合理な」搜索となり、特定の例外に該当するときのみ「合理的な」搜索となるとし、そして、特定の例外に含まれるか否かは、まずは第四修正採択時の法状況から判断し、それによっては正確な判断指針が得られない場合は、無令状搜索による「政府の正当な利益を増進する必要」と「プライバシー侵害の程度」との衡量によって決まるとする。そして、スマートフォンはもとより、二つ折り式の携帯電話も、これが普及するようになってから一五年に満たないので、携帯電話内のデータの搜索を逮捕に伴い無令状で行いうるかという本件の問題は、後者のバランスング・アプローチによって判断されるとする。

次に法廷意見は、逮捕に伴う無令状搜索を正当化する「正当な政府の利益を増進する必要」は、*Chimel*により、逮捕官憲の安全確保と証拠隠滅の防止であるとされているとし、これと携帯電話内のデータというプライバシーに対する侵害の度合いが衡量されることになるという。しかも、この衡量は、*Robinson*で言われたように、個別事例の状況に応じてケース・バイ・ケースで行うのではなく、携帯電話というこの特定のタイプの所持品に対し「逮捕に伴う搜索」の法理が適用できるか、という形で典型的に行われるのだという。<sup>(24)</sup>そして、以下に述べるように、*Robinson*で行われた対立する利益の認定と衡量の結果は、搜索対象が有体物の場合に妥当するものであって、携帯電話内のデータが搜索対象の場合は利益状況が異なり、*Robinson*を拡張して、逮捕に伴う携帯電話内情報の無令状搜索を合憲とすることはできない、とした。

(B) 正当な政府の利益を増進する必要

① 逮捕官憲の安全確保の必要

逮捕官憲の安全確保の点について、法廷意見は、次のように言う。まず、携帯電話内に保存されているデジタル・デー



タそれ自体は、被逮捕者が逮捕官憲に危害を加え、逃亡を図るための凶器にはなりえない。さらに、携帯電話とケーソの間にカミソリなどの凶器が隠されていないか確認する必要がある場合であっても、携帯電話機の外側を調べれば済み、そして、これは逮捕に伴う搜索として許されている。対象が有体物であれば、Robinsonでのタバコの箱のようのものであっても、中に何が入っているかわからないので、これを被逮捕者から取り上げた後も中に凶器が隠されていないか調べる必要があるが、携帯電話の場合は中には電子データしかないのであるからその必要はなく、逮捕官憲もそのことは分かっているはずである、と言う。

また、携帯電話内のデータを調べることによって、共犯者が逮捕現場に向かっていているなどの情報を得ることができるところもあり、これが逮捕官憲の安全確保につながるかと政府が主張したことに対しては、データの搜索がこのような形で逮捕官憲の安全確保に役立つことが実際にあるのかが明らかにされておらず、また、官憲への危害の防止は、Chimelでは「被逮捕者」による加害の防止が無令状搜索の正当化根拠になるとされたのであり、被逮捕者以外の者による場合はこれに含まれないと言う。

## ② 証拠隠滅防止の必要

次に、証拠隠滅を防止するの必要に関しては、法廷意見は、まず、搜索令状を入手するまでの間、携帯電話を押収し保全することはでき、そして、一旦保全措置を講じてしまえば、被逮捕者自身が携帯電話のデータを削除することはできなくなると言う。遠隔操作によるデータ消去 (remote wiping) とデータの暗号化 (data encryption) による証拠隠滅を防止する必要があると政府が主張したのに対しては、そもそも、逮捕に伴う搜索は、Chimelによれば、被逮捕者自身による証拠隠滅を防止するために無令状で行いうるものであり、逮捕現場にいない第三者による証拠隠滅の危険

や携帯電話機の保護機能に対応するための搜索は、逮捕に伴う搜索としては正当化されないとする。さらに、遠隔操作によるデータ消去とデータの暗号化を阻止するのに携帯電話内のデータを搜索しても効果がほとんどなく、かえって、携帯電話機の電源を切ったりバッテリーを外したり、あるいは電波を遮断するアルミホイルのバッグに携帯電話機を入れるなどしてネットワークから遮断する方法による方が有効であるとする。また、仮にロックされていない携帯電話を押収した場合などには、自動ロック機能や暗号化機能をオフにすることなどが、搜索令状入手の間、搜索対象を保全するために必要な合理的装置を講ずることを認める *McArthur* 法理<sup>(25)</sup>に照らして許容されることがあるとする。

(C) プライヴァシー侵害の度合い

*Robinson* では、逮捕という政府による重大な権限行使が既になされている状況では、被逮捕者の身体の搜索と所持品の中身の検分が行われても、逮捕と比較すれば、プライバシーへの軽微な干渉が付加的に行われたに過ぎないと考えられており、これは、すなわち、被逮捕者の身体のプライバシーが逮捕により縮減したという考えである、と法廷意見は言う。そして、この逮捕によるプライバシーの縮減という考え方が、逮捕に伴う無令状搜索を正当化するもう一つの根拠となっているとする。しかし、その上でさらに、逮捕によりプライバシーが縮減したとしても、そこで干渉を受けるプライバシーの利益が極めて重大なものであれば、搜索に令状が要件となる場合があると言う。

① 携帯電話内保存データのプライバシーの重要性

現在の携帯電話は、電話通信機能の他、カメラ、ビデオ、電話帳、住所録、日記、アルバムなどのさまざまな機能を有しており、多種多様で膨大な量の情報を収集・保存できるといふ際立った特徴を有している。これらの機能によ

り収集・保存された情報は、様々な種類のものが組み合わされることにより、一種類の情報からは知ることができない事実を明らかにしたり、あるいはたとえ一種類であっても、その量の膨大さから個人のプライベートな生活を描写することもでき、しかもそれは、過去に遡って行うことができる。さらには、携帯電話を保有している成人のアメリカ人のほとんどが、このようなさまざまなプライベートな情報を携帯電話内に保存している。携帯電話内のデータは、量的な面でこのような特徴を有している他、インターネット機能付きの携帯電話については、ウェブ・ページの閲覧履歴を調べれば、そこから個人の私的な関心事を知ることができ、また、位置確認情報機能を使えば、個人の移動経路を詳細に明らかにすることもでき、さらに、様々なアプリケーションを組み合わせて使えば、個人の生活のあらゆる面に関する詳細な情報を管理することができる。したがって、携帯電話内の情報からは個人の生活のモニターをつくることも可能なのであり、質の面でも携帯電話内のデータは、際立った特徴を有している。法廷意見は、このように携帯電話内のデータの特徴をまとめ、携帯電話は電話というよりも小型のコンピュータであり、しかも、有体物に対する搜索の場合のような物理的制約による限定が働かないので、携帯電話内の情報に対する搜索は住居に対する搜索以上にプライバシーに対する脅威となるとしている。

②クラウド保存データに搜索が及ぶ危険性

法廷意見は、クラウド・コンピューティングが及ぼす影響にも触れている。クラウド上に保存されている情報は、逮捕に伴う搜索として無令状で搜索できる範囲に入らないことは政府側も争っていないが、携帯電話内のデータを搜索する捜査官には、どれが携帯電話機自体に保存されているデータでどれがクラウド上に保存されている情報か区別することは難しく、また、クラウド上のデータへのアクセス防止策を政府は明確に示していない。そのため、被逮捕

者の直接的支配下を超えて、搜索がクラウド上のデータに及ぶ可能性がある」と法廷意見は指摘している。

法廷意見は、このように携帯電話内のプライバシーシールの特徴を捉え、プライバシーシールに対する干渉の度合いは、先例で問題となったタバコの箱や財布などの場合の比ではないとする。そして、逮捕に伴って搜索がされる場合には、その搜索により逮捕を超えて著しいプライバシーシールへの干渉は生じないというのは、搜索対象が有体物の場合に限って言えることであり、携帯電話内のデータのようなデジタル・データが対象になっている場合には妥当しないと結論付けている。

(D) *Robinson* の拡張適用以外の政府側の主張に対する検討

*Cant* 法理<sup>(26)</sup>を適用して、携帯電話内のデータの中に逮捕被疑事実と関連する証拠が存在すると思料するのが合理的な場合に、逮捕に伴う無令状の搜索を許容すべきであるとの政府の主張に対して、法廷意見は、*Cant* 法理はプライバシーシールの期待の減少、高度の法執行上の必要という自動車に特有の状況を前提にしたものであり、この前提を欠く携帯電話内のデータの搜索には適用できないとする。さらに、*Cant* 法理は、交通違反などの軽微な犯罪を理由に恣意的に自動車の搜索が行われるのを規制しようとして採用されたものであるが、携帯電話の場合は、逮捕被疑事実と関連する何らかの証拠が保存されているとする理由を捜査官が思いつかないことはまずないので、*Cant* 法理は恣意的な搜索の規制原理にはならない、<sup>(27)</sup>と云う。次に、政府が、ペンレジスター<sup>(28)</sup>を使用して被疑者が架電した電話番号を調べるのに搜索令状を不要とした *Smith v. Maryland* に依拠して、携帯電話内の送受信履歴の搜索は無令状でも可能だと主張したのに対しては、送受信履歴には送受信した電話番号の他に、送受信の内容にかかわる情報が含まれるのが普通なので、プライバシーシールの期待が認められない電話番号とは異なるとし、しかも、このことは送受信履歴を調べる

行為が第四修正上の「搜索」に当たるということを政府が認めていることから明らかなとした。最後に、情報がデジタル化されていないければ無令状搜索が認められるデータについては、それがデジタル化された場合であっても無令状搜索を認めるべきである、と政府が主張したことに對しては、情報がデジタル化されることにより保存される情報量が格段に増加し、干渉を受けるプライバシーの範囲が大幅に拡がる点、デジタル化されていないければ携帯していなかった情報も、デジタル化されたことにより個人が携帯できるようになっているので、そのために逮捕に伴う搜索の対象となるというのであれば、やはり、搜索可能な範囲が大幅に拡大する点、さらには、デジタル・データとデジタル化前のデータの対応関係は必ずしも明確でない点から、このような類推により処理することは妥当でないとする。

(E) まとめ

最後に、法廷意見は、本件での判示は携帯電話内の情報について搜索ができないとしたものではなく、搜索を行うにあたっては原則として令状が必要としたものであること、そして、具体的な事案の状況から緊急状況にあることが認められれば、緊急性の例外により無令状搜索が許されることを確認している。

(ii) なお、本件には *Alito* 裁判官の一部補足・結論賛成意見がある。アリート裁判官は、まず、逮捕に伴う搜索・押収の法理は、第四修正採択の前から認められていたものであり、無令状での搜索を認める根拠とされていたのは、逮捕官憲の安全確保と証拠隠滅の防止ではなく、元々は、犯罪を証明するための証拠獲得の必要であるとされていたことを指摘する。そして、被疑者を逮捕した場合、その身体から日記などの文書を取り上げ中身を読むことは問題なく認められているが、こうした行為は逮捕官憲の安全確保と証拠隠滅の防止を根拠にしたのでは、正当化されないは

ずだとする。とはいえ、このデジタル化時代前の法原則を携帯電話の搜索に機械的に適用することはできず、法執行の利益とプライバシーの利益の新たな衡量が求められているとも言う。そして、法廷意見が採ったアプローチは、類似の情報被逮捕者が携帯していても、携帯電話に保存されているものは無令状では搜索できず、そうでないものは搜索できるというものであり、不合理な結論 (anomalies) に至るものであるが、他に対案がないので、携帯電話の搜索には、逮捕に伴う場合であっても令状が要件となるとの結論には従う、としている。しかし、さらに、携帯電話内のデータの搜索をいかに規律すべきかという問題については、裁判所よりも立法府の方が適切に判断する能力があるとし、議会が、情報の類型等に基づいて搜索の要件を異にする法律を制定した場合には、改めてその合憲性について審理したいと思う、と述べている。

### 三 Riley 判決の意義

1 以上見てきたように、逮捕の際に被疑者が所持していた携帯電話内のデータを、逮捕に伴い無令状で搜索できるかという問いについて、Riley は、「政府の正当な利益を増進する必要」と「プライバシー侵害の程度」とを衡量するというバランスング・アプローチをとり、携帯電話内のデータ (デジタル・データ) の持つ特性に着目して、一方では、携帯電話内のデータへの搜索によるプライバシー干渉の度合いが著しく強いことを認定し、他方では、逮捕官憲の安全確保、証拠隠滅の防止に携帯電話内のデータの搜索がほとんど役に立たないことを認めて、携帯電話内のデータの搜索には類型的に逮捕に伴う搜索・押収の法理が適用されず、原則として搜索令状が必要だと判示した。<sup>(29)</sup>

もつとも、携帯電話を押収するところまでは「逮捕に伴う捜索・押収」の法理により無令状で可能であるとしているので、捜査機関は、被逮捕者から携帯電話を取り上げ、これを差押えることはでき、差押えをしている間に捜索令状を入手できることになる。さらには、その間、*McArthur*を根拠に、データ破壊（証拠隠滅）防止のため自動ロック機能や自動暗号化機能をオフにするなどの一定の措置を取ることができるとも認めている。さらにまた、個別の事案で、逮捕官憲の安全が脅かされたり、あるいは携帯電話内のデータが破壊されたりする具体的な危険が切迫しており、それを携帯電話内の情報を捜索することにより防止できるなどの状況にあれば、緊急性の例外（*exigency exception*）の法理が適用されて緊急捜索が許されることも認めている。

2 前述したように、被逮捕者の身体に関する *Robinson* 法理は、凶器、あるいは逮捕被疑事実と関連すると疑うに足りる相当な理由のある証拠が、被疑者の身体に存在するとの蓋然性を一切考慮することなく被逮捕者の身体を捜索することを許し、さらに、その捜索により発見された物の中身の捜索も無条件で許すものであった（いわゆる *bright line rule* の採用）。しかも、合衆国では、我が国で言うところの逮捕の必要（被疑者の逃亡の虞れ、罪証隠滅の虞れ）は擬制され、相当理由（被疑者が罪を犯した事を疑うに足りる相当な理由）とは別個に逮捕の要件とはされておらず、また、被疑事実が極めて軽微であっても、相当理由があれば逮捕は合憲であるとされている<sup>(30)</sup>。加えて、別罪捜査の目的が捜査官にあっても、第四修正上の要件が客観的に整っていれば、逮捕は合憲であるとされている<sup>(31)</sup>。そのため、*Robinson* 法理が携帯電話内データの捜索に適用されれば、重大な犯罪に関わる情報が被疑者の携帯電話内に保存されていないか探ろうとして、捜査機関が被疑者を交通違反などの軽微犯罪で逮捕し、携帯電話を取り上げてそのままの情報を徹底的に調べるといった恣意的な法執行を行っても、これを第四修正が規制できない事態となる可能性も

あつた。<sup>(32)</sup> また、仮にそうなると、極めて多くの国民が自動車運転中、交通違反を一切せずに長期間自動車の運転を行える者は少ないので、多数の国民が携帯電話内のデータを恣意的に警察官に調べられるということにもなる。Rileyで携帯電話内のデータの搜索に令状が必要とされたということは、搜索を行うためには、令状審査の対象となる搜索の实体要件、すなわち、被疑者が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由があり、そして、その逮捕被疑事実と関連する証拠が携帯電話内のデータとして保存されていると疑うに足りる相当な理由がなければならぬことであり、さらには、その認定を捜査機関とは独立した令状発付官が行わなければならないことである。これにより、軽微な犯罪の逮捕に藉口して別罪捜査の目的で搜索が行われることや、一般的・探索的搜索が広範囲に行われることは、防止できるものと思われる。

もっとも、搜索令状が要件とされたとしても、これにより携帯電話内のデータについて搜索できる範囲を限定できるか、という問題は残る。携帯電話内には多様なデータが保存されており、その全てが搜索できるということになれば、プライバシーへの干渉は甚だしいものになるので、被疑事実との関連性により、搜索範囲を特定(限定)する必要がある。とはいえ、複数の種類のデータを組み合わせることにより被疑事実と関連性を有するデータとなる場合もあると考えられるので、搜索範囲の特定の問題は極めて厄介な問題である。<sup>(33)</sup>

ところで、Rileyが扱った事案では、被疑事実がストリート・ギャングの構成員と思われる者による銃の不法所持(Riley v. California)と、薬物の売人と思われる者による規制薬物の販売(United States v. Wurie)であつたので、これらの被疑事実と関連する証拠がデジタル・データとして携帯電話内に保存されていると疑うに足りる相当な理由は存在していたものと言え、<sup>(34)</sup>したがって、搜索令状が請求されていれば令状が発付されていた事案であつた。



令状入手による搜索実施の遅れという点も、携帯電話は逮捕の際に押収されており、遠隔操作によるデータ消去・暗号化などに対しても、ネットワークからの切断などによる対応を取ることは許されるとされたので、証拠隠滅は防止できる状態にあり、しかも、自動ロックされている携帯電話などはロックを解除しなければ中身を搜索することはできないのであるから、逮捕の際に逮捕の現場で搜索することは難しい場合も多いと思われる。さらには、合衆国では、電話やオンラインを利用した令状請求が可能な場合もあるなど、令状入手にかかる時間はそれほど長くないことも考え合わせると、搜索の実施が令状入手のために遅れても、それは捜査上重大な支障とはならないであろう。<sup>(35)</sup>

3 *Riley* では、逮捕に伴い被疑者の身体を無令状で、しかも被疑事実と関連する証拠が存在する蓋然性の有無を問わずに搜索することを認める *Robinson* 法理を、逮捕による被疑者の身体のプライバシーの縮減を一部根拠にして説明している。*Robinson* 法理のこのような説明の仕方は、*Riley* が初めてであると思われる。

そして、このようにプライバシーが縮減していることを認めながら、携帯電話内の情報が、量が膨大で、質的にも個人のもっともプライベートな部分に関わるものもあり、個人の生活全体を描き出すことができるほどのものであるという特徴を有していることから、プライバシーの重大な利益がここには残っているとす。<sup>(36)</sup> そして、そのように主張する根拠の一つに、GPSを用いた被疑者の行動追跡の問題を扱った *United States v. Jones* の *Sotomayor* 裁判官の補足意見を引用している。*Jones* は、被疑者車両にGPS装置を装着して追跡を行った装着型の事案で、GPSの装着がトレスパスに当たり、それによって個人の情報を収集した行為が第四修正上の「搜索」に当たるので、搜索の実体要件 (*probable cause*) と令状要件を具備しなければならないと判示されたものである。自動車のカーナビゲーションに内蔵されているGPS機能や、被疑者が運転の際に所持している携帯電話に内蔵されてい

るGPS機能等を利用して追跡した場合には、トレスパスが存在しないので、こうした非装着型の追跡・監視にはJonesの判示は及ばない。したがって、非装着型の場合に第四修正の保護が及ぶのかという問題は未解決のままである。公道上の移動についてはプライバシーの合理的な期待が認められないというのが先例であるが、Somomayor裁判官の補足意見は、GPSを用いて監視すれば、その個人の家族関係や政治的な交わり、専門家同士の交わり、宗教的交わり、性的関係などを詳らかにすることができ、しかも、従来型の監視技術と比較すると安価で、また、計画的かつ秘密裏に行われるので、警察が投入できる資源の限界とかコミュニティの敵意といった実際上の制約が働きにくくなる点を指摘し、たとえ短期間の監視であっても第四修正上の搜索に当たるとする。RileyがSomomayor裁判官の補足意見を引用したということは、GPSの非装着型の監視の事案に第四修正の保護を及ぼそうとしていることを示唆していると取ることもできるかも知れない。ただ、Rileyが扱ったのは、プライバシーの合理的な期待が縮減するとされていた被逮捕者の所持品であり、これとプライバシーの合理的な期待が認められないとされている公道上の移動は、同列に論じることができないとも言える。この点は、さらなる理論的な究明が必要であろう。<sup>(38)</sup>

また、Rileyでは、電子メールやクラウド上のデータに対する搜索の問題も扱われているので、第三者法理(third party doctrine)<sup>(36)</sup>が関係する事案であったとも言える。第三者法理の適用を受けると、対象となる情報にはプライバシーの合理的な期待が認められないことになるが、Rileyではこの点の検討は回避されている。第三者法理は受託者に対して情報の開示を求める場合に働くものであり、被疑者から情報を引き出す場合には妥当しないとの考えよっているのかもしれないが、これも、さらなる理論的な究明が必要な問題である。

4 Rileyは、逮捕に伴う搜索・押収の法理により無令状搜索できないものであっても、McArthur法理(一種のイ

ンバウンドメント・現場凍結)による保全措置を講じて令状を入手した上で搜索をすることを認め、さらに、証拠隠滅等の切迫した虞れのある緊急状況にあれば、「緊急性の例外」により緊急搜索としての無令状搜索を行うことも認められている。この判示は、「逮捕に伴う搜索・押収」の法理が及ばない領域について、証拠保全措置や無令状搜索を認めるといふものなので、以下に述べるように、携帯電話の搜索の問題を超えて、逮捕の際の逮捕の現場での搜索について一般的に押し及ぼすことができるように思われる。すなわち、まず、被逮捕者の身体及び直接的支配下については、(携帯電話内のデータのような例外はあるが)逮捕に伴う搜索・押収の法理に基づき無令状で搜索を行うことができる。次に、逮捕に伴う搜索・押収の法理により無令状搜索が許されない領域で、令状を入手する間に、被逮捕者の家族であるとか共犯者による証拠隠滅の虞れがある場合には、逮捕現場をインバウンドした上で、令状を入手して搜索を行うことができる。被逮捕者以外の者による証拠隠滅が逮捕時にまさに行われようとしているという切迫したものであれば、緊急搜索が許される、というものである。

逮捕に伴う搜索・押収の範囲を、被逮捕者の身体及びその直接的支配下に限定する *Chimed* の判示に対しては、我が国においても古くから、被逮捕者以外の者による証拠隠滅にどのように対処するのかという疑問が投げかけられてきた<sup>(40)</sup>が、合衆国最高裁判所は、このようにインバウンドメントと緊急性の例外で対処しようとしている。これにより、個人のプライバシーの保護と政府の正当な利益との調整を図ろうとしていると見ることができている。

#### 四 結びに代えて

被疑者の逮捕に伴い、被疑者が所持する携帯電話内の情報などのデジタル・データをいかなる要件の下に確認できるかという *Riley* が扱った問題は、我が国ではこれまで活発に議論されてこなかった問題であるように思われ、その意味で、*Riley* で展開されている議論は、今後、我が国においてこの問題を考える上で参考になるものと思われる。とりわけ、捜索が押収には包摂されない個人のプライバシーの利益と関わり、しかも、携帯電話内のプライバシーは、従来問題とされた有体物の証拠の場合とは質量両面で大きく異なるとの *Riley* の分析は、我が国でも参考にするべきものであるように思われる。<sup>(41)</sup>

合衆国では、我が国に比べ、令状要件の例外を広く認めているが、他方で、既存の法理を形式的に適用すれば、無令状の立入り、捜索・押収が許されると思われる場合であっても、個人のプライバシーの干渉の度合いが著しく強く、また、令状入手が実際上可能である場合には、令状を要件とし、実体要件の存在を確実なものとした上で初めてこれらの処分を許すとの対応も行っている。飲酒運転の事案での強制採血の問題を扱った事例<sup>(42)</sup>では、逮捕に伴う捜索として無令状採血が許容されるように思われるところ、採血というプライバシー侵害の程度が著しい措置が取られているため捜索令状が原則として要件となり、証拠隠滅の真に切迫した虞れがある場合にのみ、緊急性の例外が適用されて無令状捜索が許されるとの処理が行われている。また、逮捕では、重罪で被疑者を公然と (in a public place) 逮捕する場合には、令状入手の時間的な余裕がある場合であっても無令状逮捕が可能であるとしつつ、<sup>(44)</sup> 被疑者の自宅

に立ち入って逮捕する場合には、逮捕令状が要件となるとし、被疑者以外の第三者宅で逮捕する場合には、逮捕令状に加え捜索令状も要件となるとしていることなども、同様の思考に基づくものであると言える。<sup>(47)</sup> Rileyもこうしたプライベートの干渉の強さに応じて令状を要件とする合衆国最高裁判所の先例の大きな流れの中で理解することができる。

我が国では合衆国と異なり、逮捕については逮捕の必要性を要件としており（刑訴法一九九条、二〇三条―二〇五条、二〇七条、六〇条、刑訴規則一四三条の三）、無令状逮捕も緊急逮捕（二二〇条）と現行犯・準現行犯逮捕（二二二条、二二三条）のみを認め、一定の厳格な要件の下でこれを許している。さらには、軽微な交通違反は交通反則通告制度という行政上の処分を課すことで処理するなど、合衆国とは異なる制度を採っている。そのため、逮捕に伴って自動的に携帯電話内のデータの搜索（検証）<sup>(48)</sup>が許されたとしても、合衆国で懸念されたような恣意的な一般的・探索的搜索が行われる危険が生じるとは必ずしも言えない。しかし、我が国での「逮捕に伴う搜索・押収」の議論では、搜索を行おうとする領域に、凶器や被疑事実と関連する証拠が存在する蓋然性が高いことが要件となるということは、これまで必ずしも意識的に論じられてこなかったようにも思われ、しかも、携帯電話内のデータのプライバシーの重要性ということを考えれば、*Riley*に倣って、搜索（検証）の実体要件の存在を事前に令状発付官が審査するというやり方を探る方が妥当なのではないかと思われる。また携帯電話は、逮捕に伴って一旦差押えてしまえば、証拠隠滅や凶器としての利用の危険はなくなり、令状入手は可能となるのであるから、令状を要件とする方がいわゆる令状主義にも適うように思われる。

また、逮捕に伴う搜索が認められる範囲について、我が国で主張されているいわゆる緊急処分説（限定説）は、

Chimelと同様の見解であると思われるが、前述したように、合衆国裁判所は、被逮捕者以外の者による証拠隠滅に對しては、インパウンドメントや緊急搜索を認めることによって対処しようとしていると見ることが出来る。緊急搜索を認めず、インパウンドメントの制度も持たない我が国において、緊急処分説を採ることが、個人のプライバシーの保護と政府の正当な利益との適切な調整を図ることになるのか、今一度検討する必要があるのではないだろうか。

- (1) いわゆる科学的捜査の問題については、我が国においても古くから議論されてきた。この点については、椎橋隆幸『刑事弁護・捜査の理論』（信山社、一九九三年）二六七頁以下等参照。
- (2) 以下、特に区別する必要がある場合を除いて、携帯電話とスマートフォンをまとめて携帯電話と呼ぶこととする。
- (3) *Riley v. California*, 573 U.S. 134 S.Ct. 2473 (2014). *Riley*を紹介・解説したものに、成瀬剛「アメリカの刑事司法・法学教育の一断面——最近の連邦最高裁判例を素材として」法学教室四一一号一六四頁がある。
- (4) *United States v. Robinson*, 414 U.S. 218 (1973). *Robinson*については、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究 第一卷』一頁（原田保）（成文堂、一九八二年）五九頁参照。
- (5) このような携帯電話内のデータのプライバシーヴァシーの特徴は、後述するように *Riley* の法廷意見が述べているものである。
- (6) *Riley v. California*, 573 U.S. slip op., at 15-21 (2014).
- (7) *Weeks v. United States*, 232 U.S. 383 (1914).
- (8) *Chimel v. California*, 395 U.S. 752 (1969) 前の判例の変遷については、*Chimel* の法廷意見は次のようにまとめている。一九一四年の *Weeks v. United States* 232 U.S. 383 (1914) の傍論では、「逮捕に伴う搜索」の法理の適用として被疑者の身体についての搜索について言及され、一九二五年の *United States v. Carroll*, 267 U.S. 132 (1925) の傍論では、被疑者の身体とその支配下に発見できるものについて言及された。それが、同じく一九二五年の *Agnello v. United States*, 269 U.S. 20 (1925) では、被逮捕者の身体と逮捕の場所に広げられ、一九二七年の *Marron v. United States*, 275 U.S. 192 (1927) では、逮捕の場所にあった戸棚の中の物の押収が適法とされた。しかし、一九三一年の *Go-Bart Importing Co. v. United States*, 282 U.S. 344

(1931) では、*Marron* を可視的で逮捕者の手の届く範囲にあった物だから押収を適法としたのだと限定的に解釈し、事務所や金庫等の搜索を違憲とし、一九三二年の *United States v. Lefkowitz*, 285 U.S. 452 (1932) も同じく、机の引き出しやキャビネットの搜索を違憲とした。しかしまた、一九四七年の *Harris v. United States*, 331 U.S. 145 (1947) では、逮捕が行われた部屋以外の部屋の搜索が容認され、搜索が許される範囲は拡大した。しかし、これをまた、一九四八年の *Trubiano v. United States*, 334 U.S. 699 (1948) は、逮捕現場での酒の密造用具の押収を、事前に令状入手が可能であったという理由で違憲としたが、一九五〇年の *United States v. Rabinowitz*, 339 U.S. 56 (1950) や *Trubiano* を否定し、令状入手の時間的余裕があっても事前の令状入手は不要であるとし、その上で、逮捕場所の一室全体について一時間半にわたって行われた搜索を合憲とした。そして、この *Rabinowitz* が *Chimel* が下されるまでの約二〇年間、判例として生き続けることになる。以上の点については、田宮裕『捜査の構造』(有斐閣、一九七一年)二二八―二三〇頁、渥美東洋「所持品検査の基準と違法収集証拠」[排除法則]の適用について(中)』判タ三七四号二五頁参照。

- (8) *Chimel v. California*, 395 U.S. 752 (1969). *Chimel* については、香城敏磨・アメリカ法一九七〇年II号二七八頁参照。
- (9) *United States v. Robinson*, 414 U.S. 218 (1973).
- (10) *United States v. Finley*, 477 F. 3d 250 (5th Cir. 2007).
- (11) *United States v. Flores-Lopez*, 670 F. 3d 803 (7th Cir. 2012).
- (12) *People v. Diaz*, 51 Cal. 4th 84, 244 P. 3d 501 (2011).
- (13) *State v. Smith*, 920 N.E. 2d 949 (Ohio 2009).
- (14) *United States v. Chadwick*, 433 U.S. 1 (1977).
- (15) *United States v. Park*, No. CR 05-375SL, 2007 WL 1521573 (N.D. Cal. May 23, 2007).
- (16) *Smallwood v. Florida*, 113 So. 3d 724 (Fla. 2013).
- (17) 連邦下級裁判所、州裁判所の動向については、See, Note, *What is the Scope of Searches of Cell Phones incident to Arrest?* *United States v. Wurie and the Return of Chimel*, 66 Me. L. Rev. 591 (2014).
- (18) 車内に危険物腐敗物等がないかを確認し、また、被疑者に自動車を返還する際のトラブルを防止するために行われる「事務処理上の」搜索。車両が適法にインパウンドされたことにより、搜索は当然に授權される。

- (19) *People v. Diaz*, 51 Cal. 4th 84, 244 P. 3d 501 (2011).
- (20) 法廷意見には、Scalia、Kennedy、Thomas、Ginsburg、Breyer、Sotomayor、Kagan 各裁判官が参加している。Alito 裁判官は一部補足・結論賛成意見を述べた。
- (21) 二つ折り式の携帯電話は、初期の携帯電話に比べ格段に性能が向上しており、保存されている情報の種類、量は、人が所持する財布やタバコの箱などの有体物とは全く異なる特性を備えているため、プライバシー分析の点ではスマートフォンと区別して扱う必要がないと法廷意見は考えているようである。
- (22) *Chimel v. California*, 395 U.S. 752 (1969).
- (23) *United States v. Robinson*, 414 U.S. 218 (1973).
- (24) こうして、法廷意見は、交通違反の処理として、逮捕ではなく、我が国の交通赤キップに相当する citation 交付によつた場合に、官憲の安全確保、証拠隠滅の防止という逮捕に伴う無令状捜索を正当化する事由が citation 交付の場合にはおよそ妥当しなごとの理由で「citation 交付に伴う捜索」という令状要件の例外法理を認めることはできない」とした *Knowles v. Iowa*, 525 U.S. 113 (1998) を引用している。Knowles については、米国刑事法研究会（代表 渥美東洋）・アメリカ刑事法の調査研究（八一）（柳川重規）比較法雑誌三三巻三三二頁、洲見光男・アメリカ法二〇〇〇年 I 号一五六頁参照。
- なお、法廷意見はこの類型的な判断により、携帯電話に対し逮捕に伴う捜索の法理の適用を否定するが、個別の事例で、具体的に逮捕官憲の身に危険が生じたような場合は、緊急性の例外などの法理により無令状捜索が許される場合があることも認めている。
- (25) 捜索令状を入手する間、捜索の実体要件（犯罪の証拠が存在すると疑うに足りる相当な理由）があり、令状を入手する間に証拠が隠滅される虞れがあれば、証拠隠滅を防止するため、捜索対象の一時的な押収（インパウンドメント）が第四修正上許されるとするもの。See *Illinois v. McArthur*, 531 U.S. 326 (2001). *McArthur* については、米国刑事法研究会（代表 渥美東洋）・アメリカ刑事法の調査研究（九五）（檀上弘文）比較法雑誌三七巻一五二七頁、拙稿「捜索・押収令状入手のための被疑者の留置きについて」法学新報二二二巻五・六号一頁参照。
- (26) 逮捕に伴う捜索として自動車内部の無令状捜索が許されるのは、①被逮捕者が捜索中に自動車に立ち戻れる状態にある（within reaching distance）場合、または、②自動車内に逮捕被疑事実と関連する証拠が存在すると思料することが合理的



である場合とするもの。See, *Arizona v. Gant*, 556 U.S. 332 (2009). *Gant* については、洲見光男・アメリカ法二〇一〇年I号二四七頁参照。

(27) 「逮捕被疑事実と関連する証拠が存在すると思料するのが合理的な場合」という *Gant* の基準は、その内容が必ずしも明らかではないが、probable cause (相当な理由) よりも蓋然性の程度が低いものと考えられているようである。See, e.g., Pincus, *Evolving Technology and the Fourth Amendment: The Implications of Riley v. California*, 2014 *Cato Sup. Ct. Rev.* 307, 334 (2014).

(28) *Smith v. Maryland*, 442 U.S. 735 (1979). *Smith* については、渥美東洋編『米国刑事判例の動向 IV』(柳川重規) (中央大学出版部、二〇一二年) 二九〇頁、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究 第一巻』(関哲夫) (成文堂、一九八二年) 三〇頁参照。

(29) 無令状捜索が「逮捕に伴う捜索」として許されるか否かを判断するにあたり、先例でこのようなバランスング・アプローチが採られたことはあまりなく、*Riley* では、逮捕に伴い無令状での捜索が認められる根拠である、逮捕官憲の安全の確保と被逮捕者による証拠隠滅の防止という二つの根拠がともに妥当しないので、バランスング・アプローチをとる必要もなかった事例であったとし、さらに、バランスング・アプローチは判断が不確定的で判断者の恣意が入り込む虞れがあり、これを多用することは危険であるとして、*Riley* を批判する見解もある。See, *The Supreme Court 2013 Term Leading Case*, 128 *Harv.L.Rev.* 251 (2014). 携帯電話内のデータに対するプライバシーの干渉の強さを指摘するために、法廷意見はあえてバランスング・アプローチを採用したとも言えるが、バランスング・アプローチが指摘されているような危険性を有するものであることは確かである。

(30) *Ashcroft v. City of Lago Vista*, 532 U.S. 318 (2001).

(31) *Whren v. United States*, 517 U.S. 806 (1996). *Whren* については、米国刑事法研究会 (代表 渥美東洋) ・アメリカ刑事法の調査研究 (七六) (成田秀樹) 比較法雑誌三二巻二号一六六号、川出敏裕「別件逮捕・勾留の研究」(有斐閣、一九九八年) 一三四頁参照。

(32) 逮捕に伴う自動車の捜索に関する *Dripps*, *The Fourth Amendment and The Fallacy of Composition: Determinacy versus Legitimacy in a Regime of Bright-Line Rules*, 74 *Miss. L.J.* 341 (2004) 44; *New York v. Belton*, 453 U.S. 454 (1981) を、*United States v. Robinson*, 414 U.S. 218 (1973) が示した bright-line rule を自動車の車両内の捜索に対して採用したものと

逮捕に伴う捜索・押収の法理と携帯電話内データの捜索 (柳川)

て、事案の差異を考慮せず、その判示内容を無限定に適用した *Thornton v. United States*, 541 U.S. 615 (2004) が合衆国最高裁判所により下された際に、*Thornton* が *Another v. City of Lago Vista*, 532 U.S. 318 (2001) / *Whren v. United States*, 517 U.S. 806 (1996) と結びつくことにより、自動車に対してこのような恣意的な捜索が行われる危険が生じることを指摘していた。もともと *Thornton* はその後、*Arizona v. Gant*, 556 U.S. 332 (2009) により変更され、*Belton* は bright-line rule を採用したのではないとされたので、自動車の捜索に関しては、こうした恣意的な法執行が行われる危険はある程度抑えられた。*Belton* については、渥美東洋編『米国刑事判例の動向 IV』（香川喜八朗）（中央大学出版部、二〇一二年）三六四頁、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究 第二巻』（洲見光男）（成文堂、一九八六年）三七頁、渡辺修・アメリカ法一九八三年 I 号一八六頁参照。*Thornton* については、洲見光男・アメリカ法二〇〇五年 I 号一三五頁、原田和往・比較法学三九巻二号三六一頁参照。

(33) この点については、成瀬・前掲注(3)一六九—一七〇頁参照。なお、Alito 裁判官の一部補足・結論賛成意見は、携帯電話内データの捜索に対する立法による規律を促しているが、議会が情報の類型に応じて規制の仕方を変えた立法を行うことを想定しており、しかも、携帯電話内データの中に個人が公衆に対して公開している情報があることを指摘していることなどから、立法により令状捜索の範囲を限定するというよりも、無令状捜索が許される場合を認める余地があると考えているようである。See, *Riley v. California*, 573 U.S. \_\_\_, at \_\_\_, (Alito J. concurring in part and concurring in the judgment) (slip op., at 5-6).

(34) ストリート・ギャングの構成員による犯罪であれば、被疑者がストリート・ギャングに所属していることが事件の背景事情となり、このことを示す証拠も被疑事実と関連する証拠となりうるので、関連性の認められる範囲が拡大する。この点については、See, *Messerschmidt v. Millender*, 132 S.Ct. 1235 (2012)（捜索対象物を「①すべての火器及び火器関連物、②被疑者がストリート・ギャングの構成員であることを示すすべての物」とする捜索令状に基づいて捜索が行われた事例につき、通常の能力を備えた捜査官であれば、当該事案で令状が発付されることはないと思料するであろう場合には当たらないとして、違法捜査を理由とする損害賠償請求の訴えを提起された警察官に対し、制限的免責 (qualified immunity) が認められた事例）。*Messerschmidt* については、米国刑事法研究会（代表 椎橋隆幸）・アメリカ刑事法の調査研究（一三七）（柳川重規）比較法雑誌四七巻三号二〇九頁参照。

(35) See, *Riley v. California*, 573 U.S. \_\_\_, at \_\_\_ (slip op. at 26); *Missouri v. McNeely*, 569 U.S. \_\_\_, at \_\_\_ (slip op. at 11–12); id., at \_\_\_ (Roberts, C.J., concurring in part and dissenting in part) (slip op. at 8) (2013).

(36) *United States v. Jones*, 132 S.Ct. 945 (2012). *Jones* は、公道のパーキングに駐車していた被疑者車両にGPS装置を装着して追跡を行った事案で、GPSの装着がトレスパスに当たり、それによって個人の情報を収集した行為が第四修正上の「搜索」に当たるので、搜索の実体要件 (probable cause) と令状要件を具備しなければ、違憲となると判示されたものである。*Jones* については、米国刑事法研究会 (代表 椎橋隆幸)・アメリカ刑事法の調査研究 (一三五) (眞島知子) 比較法雑誌四七巻一号二一九頁、清水真「搜索手法としてのGPS端末の装着と監視・再論」明治大学法科大学院論集一三〇号一六三頁、土屋真一「捜査官がGPSにより公道を走る被疑者の車を監視することは、違法な搜索か? —最近のアメリカ合衆国連邦最高裁判決」判時二一五〇号三頁、緑大輔・アメリカ法二〇一三年II号三五六頁、湯淺壘道「位置情報の法的性質—United States v. Jones 判決を手がかりに」情報セキュリティ総合科学四号一七一頁、大野正博「GPSを用いた被疑者等の位置情報探索」(『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集(下巻)』)(成文堂、二〇一四年)四八五頁、三井誠・池亀尚之「犯罪捜査におけるGPS技術の利用—最近の合衆国刑事裁判例の動向」刑事法ジャーナル四二号五五頁参照。

(37) ビーパーを用いた監視の事例(下)のように判示されてゐる。See, *United States v. Knotts*, 460 U.S. 276 (1983); *United States v. Karo*, 468 U.S. 705 (1984). *Knotts* については、渥美東洋編『米国刑事判例の動向IV』(香川喜八朗)(中央大学出版部、二〇一二年)三二三頁、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究 第二巻』(大塚裕史)(成文堂、一九八六年)一八頁。*Karo* については、渥美東洋編『米国刑事判例の動向IV』(香川喜八朗)(中央大学出版部、二〇一二年)三二三頁、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究 第二巻』(大塚裕史)(成文堂、一九八六年)三六頁、加藤克佳・アメリカ法一九八六年II号四六三頁参照。

(38) ちなみに、法廷意見は、*Riley* の判示が、「逮捕に伴う搜索」に関するものであり、他の状況の下でも、デジタル・データの集積を確認・収集する行為が第四修正上の「搜索」に当たると判示したものではないと主張する。See, *Riley v. California*, 573 U.S. \_\_\_, at \_\_\_ (slip op. at 18–19).

(39) 第三者に預託した物や情報に関しては、プライバシーシーの合理的な期待が認められないとする法理。See, *Miller v. United States*, 425 U.S. 435 (1976) (銀行預金者が通常の業務過程において自ら銀行に伝えた資産情報については、プライバシー

逮捕に伴う搜索・押収の法理と携帯電話内データの搜索(柳川)

の正当な期待が認められないとされた事例) : *Smith v. Maryland*, 442 U.S. 736 (1979) (架電した電話番号にはプライバシーの正当な期待が認められなかった事例) 等により確立したとされる。インターネットを経由する情報はプロバイダーに預託されているとも言えるため、この法理をそのまま適用するとプライバシーの保護が一切及ばなくなり不当であるとの批判が出されている。See, e.g., Stephen J. Schulhofer, *More Essential than Ever* (Oxford, 2012), pp. 126–34.

(40) 香城敏磨・アメリカ法一九七〇年II号二七八頁。

(41) 杉原隆之「押収した携帯電話機内のデータを読み出すための令状」別冊判例タ35 令状に関する理論と実務II (判例タイムズ社、二〇一三年) 一四六頁は、押収された携帯電話機内のデータを読み出す行為は、押収に「必要な処分」(刑法法二二二条一項、一一一条)、あるいは、押収の本来の効力として、あるいは、任意処分として、特に検証令状を入手せずとも行えると言う。携帯電話が検索・押収令状により押収された場合を前提にして議論しているようであるが、逮捕に伴って押収された場合も含んでいるとすると、*Riley*とは全く異なる立場の主張だということになる。

(42) 合衆国における第四修正の令状要件の例外については、洲見光男「修正4条の保護とその実現—令状要件の例外を中心として—」(曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集【下巻】)(成文堂、二〇一四年)四六三頁参照。

(43) *Schmerber v. California*, 384 U.S. 757 (1966); *Missouri v. McNeely*, 133 S.Ct. 1552 (2013).

(44) *United States v. Watson*, 423 U.S. 411 (1976).

(45) *Payton v. New York*, 445 U.S. 573 (1980). *Payton*については、渥美東洋編『米国刑事判例の動向 IV』(香川喜八朗)(中央大学出版部、二〇一二年)一一八頁参照。

(46) *Stegald v. United States*, 451 U.S. 204 (1981). *Stegald*については、渥美東洋編『米国刑事判例の動向 IV』(柳川重規)(中央大学出版部、二〇一二年)一四一頁、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究 第二卷』(酒井安行)(成文堂、一九八六年)一一二頁参照。

(47) *Payton v. New York*, 445 U.S. 573 (1980) では、被疑者の自宅に立ち入って逮捕する場合は、逮捕により被疑者の行動の自由が制限されるほか、住居という最もプライバシーが厚く保護されるべき領域に対する干渉も行われるので、適法な逮捕の効力により住居のプライバシーが正当に開かれるとしても、誤って違法な逮捕により住居のプライバシーが侵害されることのないように、逮捕が実体要件に支えられ適法なものであることを確実なものにするために、事前の令状審査によ

る実体要件の確認が義務付けられるのだとされた。また、*Stangald v. United States*, 401 U.S. 204 (1981) では、被疑者をその自宅で逮捕する場合には、被疑者が自宅に居る可能性は一般に高いので、立入りを正当化する要件の一つである被疑者が自宅に居る蓋然性が高いことを、改めて令状審査によって確認する必要はないが、第三者宅で逮捕する場合には、そのようなことは言えないので、第三者宅のプライバシーに干渉するには、この点を令状審査により確認する必要があるのだとされた。

(48) 携帯電話内のデータの搜索は、判例上、通信傍受（最決平一・一二・一六刑集五三卷九号一三二七頁）やX線による荷物の内容確認（最決平二一・九・二八刑集六三卷七号八六八頁）が、刑事法上の処分としては検証であるとされていることからすると、検証に当たると思われる。

（本学法学部教授）